

輪島市災害復旧復興事業に係るPM（プロジェクトマネジメント）業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、能登半島地震により被災した本市公共インフラ施設の早期復旧・復興に向けた事業執行にあたり、官民連携による事業執行体制を構築し、事業促進を図ることを目的とする。

本業務の役割は、関係各課が進める復旧・復興事業の連携強化及びまちづくり全体を進めるための俯瞰的進捗管理を実施するとともに、個別事業の円滑な推進に必要な各種調整・管理の支援を実施するものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

輪島市災害復旧復興事業に係るPM（プロジェクトマネジメント）業務

(2) 業務内容

別紙「輪島市災害復旧復興事業に係るPM（プロジェクトマネジメント）業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 委託期間

令和7年10月10日（予定）から令和9年3月31日まで（一部債務負担行為）

(4) 提案限度額

210,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

上記金額は、契約金額の限度を示すものであり、本市が当該金額で契約することを約束するものではない。

(5) 契約保証金 要（契約金額の100分の10以上の金銭的保証）

(6) 前払金 有（各年度における履行高予定額の30%以内）

(7) 部分払 3回以内

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 令和7年度の輪島市競争入札参加資格において、測量・建設コンサルタント等業務の有資格者であること。
- (3) この実施要領の公表の日から第2次審査（プレゼンテーション）までの間、輪島市建設工事請負業者等の指名停止に関する要綱（平成18年輪島市告示第113号）の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 本プロポーザルに参加する他の参加者と資本関係又は人的関係がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (6) 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 平成27年4月1日以降に、国又は地方公共団体が発注する「事業促進 PPP（※1）」、「PM（※2）」又は「CM（※3）」を受注し、完了した実績を有すること。
- ※1 国土交通省直轄の事業促進 PPP 等に関するガイドラインの 1.6「用語の定義」に基づくもの
- ※2 事業を効率的に進めるために、事業工程管理、懸案事項管理、事業費管理及び用地取得管理等を行うマネジメント業務の総称
- ※3 工事の円滑な履行のため、施工段階において、工程管理、施工管理、品質管理、コスト管理及び工事間施工調整等を行うマネジメント業務の総称

4 スケジュール

実施要領等の公表	令和7年8月1日（金）
参加表明書等の提出	令和7年8月22日（金）午後5時まで
第1次審査結果通知	令和7年8月25日（月）
質問受付期間	令和7年8月26日（火）午前9時から 令和7年9月2日（火）午後5時まで
質問回答期限	令和7年9月5日（金）
企画提案書等の提出	令和7年9月12日（金）午後5時まで
第2次審査（プレゼンテーション）	令和7年9月26日（金）予定
第2次審査結果通知	令和7年9月29日（月）以降
契約締結	令和7年10月上旬（予定）

5 参加表明書等の作成要領

- (1) 参加表明に必要な書類 ※全て正本を1部提出すること。
- ① 参加表明書（様式第1号）
 - ② 業務実績調書（様式第2号）
 - ③ 業務実施体制（様式第3号）
 - ④ 実施体制図等（様式第4号）
- (2) 参加表明書の提出
- 提出期限：令和7年8月22日（金）午後5時まで（必着）
- 提出方法：持参又は郵送（担当部署宛）
- ※ 持参する場合の受付時間は、土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間：令和7年8月26日（火）午前9時から
令和7年9月2日（火）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法：質問書（様式第5号）により、電子メールにて提出すること。
なお、メール送信後に担当部署まで電話連絡すること。
- (3) 回答期限：令和7年9月5日（金）
- (4) 回答方法：市ホームページに掲載

7 企画提案書等の作成要領

- (1) 企画提案に必要となる書類
 - ① 企画提案書提出届（様式第6号） ※ 正本1部
 - ② 企画提案書（任意様式） ※ 副本7部 いずれもクリップ留め
※ 様式、枚数は問わないが、ページ番号を付すこと。
※ 別表「審査基準」に示す「1 評価項目等」における「1 実施体制」、「2 実施方針」及び「3 企画提案内容」について作成すること。
※ 企画提案書には、提案者の名称は記載しないこと。
 - ③ 参考見積書及び見積額内訳明細書（任意様式）
※ 押印のあるものとし、仕様書の業務内容に沿って項目ごとに内訳・明細を記載すること。
- (2) 企画提案書等の提出
提出期限：令和7年9月12日（金）午後5時まで（必着）
提出方法：持参又は郵送（担当部署宛）
※ 持参する場合の受付時間は、土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

8 審査方法

- (1) 評価
評価は、本業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、企画提案内容を評価した上で採点する方法とし、第1次審査と第2次審査に区分して評価する。第1次審査は参加資格の確認のみとし、第2次審査の点数が最も高かった企画提案書の提出者を委託契約の優先交渉権者として決定する。
なお、本プロポーザルへの参加者が1者のみの場合でも、審査・評価は実施するが、評価が一定水準（審査基準の配点合計の6割以上）に達しない場合は、委託契約の優先交渉権者として選定しない。
※ 選定されなかった者からの審査経過や選定に関する一切の事項についての質問、説明要求、意見等は受け付けない。
- (2) 第1次審査（参加資格審査）
提出された書類により参加資格を審査し、第2次審査対象者として選定する。審査結果は、採点内容等は通知せず、結果のみを令和7年8月25日（月）までに参加表明書に記載のあった電子メールアドレス宛に第1次審査結果通知書により通知する。
- (3) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

企画提案書についてのプレゼンテーションを次のとおり実施する。

- ① 実施予定日：令和7年9月26日（金）（予定）
- ② プレゼンテーションの留意事項
 - ・プレゼンテーションの時間は、1者あたり説明30分、質疑15分を目安とする。
 - ・プレゼンテーションに使用するパソコンは、提案者が準備すること。
 - ・HDMIケーブルと大型モニターの準備は、本市が行う。
 - ・当日の追加資料の配布は禁止する。
 - ・会場への入室は、1者あたり3名以内とする。

9 審査基準及び配点

本プロポーザルの評価は、別表に定める審査基準を使用して行うものとする。

10 第2次審査結果の通知

審査結果を書面により通知する。なお、採点内容等については通知しない。

11 契約の締結

審査結果通知後、本市と委託契約の優先交渉権者は、契約の締結に向けた協議を開始するものとする。

原則として、企画提案書に記載された項目を委託契約の仕様に反映するが、本業務の目的達成のために必要がある場合は、協議により項目の追加、変更又は削除を行う場合がある。

委託契約の仕様を決定し、最終見積書の提出を受けて契約を締結するものとする。ただし、優先交渉権者との協議が整わない場合は、審査で次点となった提案者を委託契約候補者として協議を行うものとする。

12 企画提案書の無効（失格事項）

次の各号のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

- (1) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったとき。
- (2) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。
- (3) 提出方法、提出先、提出期限など定められた要件を満たさないとき。
- (4) 定められた様式又は記載上の留意事項に示された要件を満たさないとき。
- (5) 参考見積の金額が提案限度額を超過したとき。
- (6) 契約締結までの間に本要領に定める参加資格を有しなくなったとき。

13 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は一切認めない。
- (2) 企画提案書及びプレゼンテーションにおいて、提案者の名称は記載・公表しないこと。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出書類は返却しない。

- (5) 提出書類は、委託契約候補者の特定以外には提案者に無断で使用しない。
- (6) 公募型プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (7) 委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部に係る再委託について、あらかじめ本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

14 担当部署（提出先）

輪島市総務部監理課 担当 村元

〒928-8525 石川県輪島市二ツ屋町2字29番地

TEL : 0768-23-1121 / FAX : 0768-22-9220

E-mail : kanri@city.wajima.lg.jp

別表 審査基準

1 評価項目等

評価区分、評価項目及び着眼点、配点は、次のとおりとする。

評価区分	評価項目及び着眼点	配点
1 実施体制 (※)	提案内容を遂行できる体制（人員、有資格者）が整っているか。	10 点
2 実施方針	仕様内容に沿った業務を遂行する際の実施方針となっているか。 ・より具体的かつ効果的と考えられる実施方針を評価する。	10 点
3 企画提案内容 (60 点)	次に示す事項について、的確な提案がされているか。	10 点
	① 最適な事業計画を立案するための留意事項及び事業を円滑に進めるための事業管理手法	10 点
	② 錯綜する複数事業間の工程調整及び施工方法（配土の調整を含む。）を適切に実施するための事業管理手法	10 点
	③ 地元及び関係行政機関等との協議を円滑に行うための事業管理手法	10 点
	④ 事業執行上の課題抽出及び対応方針の検討における留意点	10 点
	⑤ 事業執行情報の共有手法	10 点
4 プレゼンテーション	⑥ その他本業務の遂行に当たり有益な提案事項 ・事業促進 PPP の目的と実務経験を踏まえた提案内容であることがうかがえ、ポイントの着眼点が的確で、本業務に有効である場合に優位に評価する。 ・提案内容に具体性があり、説得力がある場合に優位に評価する。 ・業務の専門技術力又は実現性に著しく欠ける場合は特定しない。 ・参考見積の対象外の提案については加点しない。	10 点
	・特定テーマに対する技術提案の説明能力が高い場合に優位に評価する。 ・質問に対するレスポンスが高い場合に優位に評価する。 ・質問に対する回答のわかりやすさ、的確が高い場合に優位に評価する。 ・業務内容の理解度が低い場合には特定しない。	10 点
5 価格	業務内容に見合った見積金額となっているか。 ・金額の低さを評価するものではない。	10 点
	合 計	100 点

※ 資格は、次の順位で評価する。

- ① 技術士（総合技術監理部門（建設））
- ② 技術士（建設部門又は上下水道部門）
- ③ 土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1 級）
- ④ RCCM
- ⑤ 一級土木施工管理技士

2 評価基準

評価基準は、次のとおりとする。

評価	評価内容	採点
S	特に優れている	配点×1.00
A	優れている	配点×0.75 (小数点以下切上げ)
B	普通 (通常想定される程度)	配点×0.50 (小数点以下切上げ)
C	やや不十分	配点×0.25 (小数点以下切上げ)
D	不十分	配点×0